

～会計不正①～

当Noは、上場会社を含め世間を騒がしている会計不正の中で、経営者ぐるみの大規模な不正ではなく、どこ
の事業法人でも内在する可能性のある会計不正について概説する。当Noは不正の誘因と背景についてである。

(ポイント)

- ・不正を行う誘因には、①動機、②正当化、③機会がある
- ・不正を行う背景には様々なものがあり、会計不正は決算粉飾と資産横領に分類

1. 不正の誘因と背景

(1)不正の誘因(トライアングル)

会計不正を含め、不正を行う誘因として、以下の3つのものが掲げられる。①借金や遊興費等の欲求により本人に不正を働く意欲がある「動機」、事業法人の状況や職場環境等から本人に倫理観の欠如や不正が悪との認識がないなど不正を「正当化」する状況、管理体制の不備や内部統制欠如など不正ができる状況である「機会」があり、複数の要素が絡み合い不正が醸成される土壌が作られる。



①不正を働く動機： 本人に不正を働く意欲あり
(役職員に遊興費が必要又は借金がある等の経済的理由、法人の収支達成や計画遂行が強く課せられている等)

②不正を正当化： 本人に不正防止意識欠如
(倫理観の欠如や自己正当化など不正への抵抗が低い心理状態であること)

③不正を働く機会： 管理体制に不備
(内部統制が機能していない、もしくは内部統制を無視できる立場にある等、不正の実行が可能な状況にあること)

(裏面に続く)



～会計不正①～

(2)不正の背景と会計不正の種類

不正の背景には、3つの不正誘因の分類で以下のような様々な環境がある。また、会計不正は決算書の数値を意図的にかつ不正に調整してしまう決算粉飾と、意図的に現預金等の財産を横領してしまう資産横領に分類される。ここでは、それらの分類による不正の背景例について記載する。

○決算粉飾

- ✓ 損益状況悪化による事業計画の達成困難
- ✓ 新規事業失敗で損失責任追及の虞
- ✓ 資金繰りや報告等のため、債務超過回避
- ✓ 困難な事業計画・予算の策定と達成期待
- ✓ 親会社等からの業績改善圧力

○資産横領

- ✓ 役員等が資金的困窮
- ✓ 管理担当者等と事業法人が対立

○決算粉飾

- ✓ 事業法人内の士気、意識、風紀の乱れ
- ✓ 過去の会計粉飾の事実
- ✓ 内部統制不備を放置
- ✓ 役員のマoralが低い

○資産横領

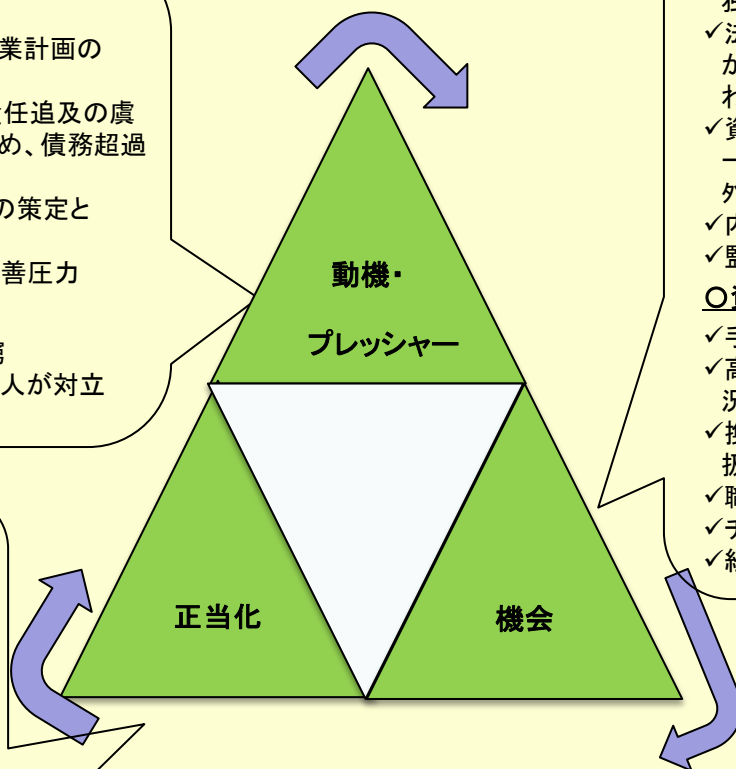
- ✓ 職員の処遇や法人に対する不満
- ✓ 少額な窃盗を容認
- ✓ 内部統制不備を放置

○決算粉飾

- ✓ 会長、社長等へ権力集中、独善的な法人運営が可能
- ✓ 法人内のリスク管理意識が低く、相互チェック等が行われていない
- ✓ 資産運用管理が実質的に一人の責任者で完結、内・外部のチェックなし
- ✓ 内部統制に不備
- ✓ 監査体制の不備

○資産横領

- ✓ 手許現金が多額
- ✓ 高額資産を保有、管理状況不備
- ✓ 換金が容易な在庫等の取扱い
- ✓ 職務分離や牽制が不十分
- ✓ チェック体制がない
- ✓ 経費精算チェックが甘い



(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(外形標準課税の調査)

外形標準課税の対象法人は全国で約2万3千社あるといわれ、そのうち、東京都に主たる事務所の所在する法人は全体の4割を占める約1万社あるという。ここ数年で対象法人の調査が進行しているが、東京都では25都税事務所のうち、千代田・中央・港・新宿・立川の5都税事務所(計50人程度)が外形標準課税の調査を担当しているという。千代田・中央・港・新宿の4都税事務所には外形標準課税の調査等を専門で行う「法人調査専門課長(行政専門職)」が配置されているとのことだ。外形標準課税の調査の流れは、東京都主税局を参考に簡単に記載すると次のようになるが、他の地方自治体も同様の流れとなるとされる。調査の流れ:①申告内容の確認等、調査対象法人の選定②調査予約(書面orTEL)③実地調査(調査手順説明、事業概況聴取、帳簿書類確認等)④事後処理(追加資料徴収、再確認等)⑤調査終了通知(書面orTEL)。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。